



2025 年 10 月 17 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 岡 本 純 子
(東証グロース市場・コード 3807)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 岡 本 純 子
電 話 番 号 03 (5774) 2440 (代表)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の有価証券報告書及び決算短信等を訂正した件につきまして、2025 年 9 月 19 日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第 504 条第 1 項第 1 号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせ致します。

別添書類：改善報告書

以 上

改 善 報 告 書

2025 年 10 月 17 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

株式会社フィスコ
代表取締役社長 岡本 純子

この度の過年度決算短信及び有価証券報告書、四半期報告書の訂正の件について、有価証券上場規程第 504 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目 次

1. 経緯	2
(1) 過年度決算訂正の内容	2
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	4
(3) 過年度訂正に係る会計処理の内容	5
(4) 社内調査委員会の構成、調査目的及び調査期間	5
(5) 本事案の概要等	6
(6) 取締役の責任への対応	11
2. 改善措置	11
(1) 不適正開示の発生原因の分析	11
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）	12
(3) 再発防止体制構築に向けた今後のスケジュール	15
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	17

1. 経緯

当社は、2025年8月8日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行いました。なお、訂正に際しては、過年度において重要性の観点から訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行っております。訂正した過年度決算訂正の内容及び当該訂正による業績への影響額は以下のとおりです。

(1) 過年度決算訂正の内容

① 訂正報告書および決算短信

a. 有価証券報告書の訂正報告書

第29期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

第30期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

第31期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

b. 四半期報告書の訂正報告書

第29期 第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

第29期 第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）

第30期 第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

第30期 第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

第30期 第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

第31期 第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

c. 半期報告書の訂正報告書

第31期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

d. 決算短信の訂正

2024年12月期 第3四半期決算短信

2024年12月期 決算短信

2025年12月期 第1四半期決算短信

② 過年度決算訂正による業績への影響

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第29期 (2022年12月期) 第2四半期	売上高	623	382	△241	△38.70%
	営業利益	126	△114	△241	—
	経常利益	156	△84	△241	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利 益	154	△86	△241	—
	総資産	5,506	5,265	△241	△4.39%
	純資産	3,796	3,554	△241	△6.36%

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第 29 期 (2022 年 12 月期) 第 3 四半期	売上高	915	674	△241	△26.33%
	営業利益	157	△83	△241	—
	経常利益	187	△54	△241	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	183	△57	△241	—
	総資産	4,467	4,226	△241	△5.40%
	純資産	2,778	2,537	△241	△8.68%
第 29 期 (2022 年 12 月期) 通期	売上高	1,071	924	△147	△13.73%
	営業利益	46	△100	△147	—
	経常利益	73	△73	△147	—
	親会社株主に 帰属する 当期純利益	△2,750	△2,897	△147	—
	総資産	3,826	3,679	△147	△3.84%
	純資産	2,063	1,916	△147	△7.13%
第 30 期 (2023 年 12 月期) 第 1 四半期	売上高	87	123	36	41.99%
	営業利益	△192	△155	36	—
	経常利益	△190	△153	36	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△184	△147	36	—
	総資産	2,997	2,887	△110	△3.69%
	純資産	1,121	1,011	△110	△9.85%
第 30 期 (2023 年 12 月期) 第 2 四半期	売上高	273	318	45	16.80%
	営業利益	△254	△208	45	—
	経常利益	△241	△195	45	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△236	△190	45	—
	総資産	3,024	2,923	△101	△3.35%
	純資産	1,193	1,092	△101	△8.48%
第 30 期 (2023 年 12 月期) 第 3 四半期	売上高	400	400	—	—
	営業利益	△399	△399	—	—
	経常利益	△313	△313	—	—
	四半期純利益	△302	△302	—	—
	総資産	2,690	2,690	—	—
	純資産	859	859	—	—

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第30期 (2023年12月期) 通期	売上高	450	213	△236	△52.52%
	営業利益	△622	△859	△236	—
	経常利益	△537	△774	△236	—
	当期純利益	△1,591	△1,827	△236	—
	総資産	2,093	1,856	△236	△11.31%
	純資産	289	53	△236	△81.66%
第31期 (2024年12月期) 第1四半期	売上高	193	194	0	0.25%
	営業利益	△50	△48	1	—
	経常利益	△49	△48	1	—
	四半期純利益	△50	△49	1	—
	総資産	2,411	2,175	△235	△9.76%
	純資産	703	467	△235	△33.48%
第31期 (2024年12月期) 第2四半期	売上高	393	394	0	0.13%
	営業利益	△323	△90	233	—
	経常利益	△322	△88	233	—
	中間純利益	△131	101	233	—
	総資産	1,948	1,944	△3	△0.19%
	純資産	401	398	△3	△0.83%
第31期 (2024年12月期) 第3四半期	売上高	622	622	0	0.08%
	営業利益	△334	△101	233	—
	経常利益	△333	△99	233	—
	四半期純利益	△504	△270	233	—
	総資産	1,687	1,683	△3	△0.21%
	純資産	144	140	△3	△2.30%
第31期 (2024年12月期) 通期	売上高	867	867	0	0.01%
	営業利益	△327	△94	233	—
	経常利益	△325	△92	233	—
	当期純利益	△530	△297	233	—
	総資産	1,784	1,781	△3	△0.18%
	純資産	240	236	△3	△1.55%

- (注) 1. 第30期(2023年12月期)第3四半期より連結開示から単体開示へ変更しております。
2. 第31期(2024年12月期)から活発な市場が存在しない暗号資産の評価損の表示方法を「売上高」から「売上原価」へ変更しております。第29期(2022年12月期)、第30期(2023年12月期)については、当該表示方法の変更を反映する前の数値を記載しております。
3. 2025年12月期第1四半期(2025年1月1日～2025年3月31日)は、前年同四半期比較の記載について「2025年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の一部を訂正しておりますが、訂正の範囲には該当せず、業績へ影響はないため記載しておりません。

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

① 2022年12月期第2四半期における暗号資産フィスココインの評価に関する訂正について
 当社は、外部機関より、当社が保有する暗号資産フィスココイン(以下「FSCC」といいます。)の2022年12月期第2四半期における評価額が適切ではないことの指摘を受け、これを契機として当社において社内調査委員会を組織して調査を行い、さらに追加調査を実施して、2022年6月29日から同月30日にかけてのFSCCの取引状況及び取引実施者を精査し、さらに当社の会計監査人であるUHY東京監査法人(以下「監査法人」といいます。)とも協議を実施した結果、上記1のとおり訂正の必要があると認識するに至り、過年度決算短信等を訂正することとした。

しました。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

当社は、2024 年 12 月期第 2 四半期において、活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）について、その性質や取引実態等を総合的に勘案し、備忘価格まで評価減を行っております。

しかし、外部機関による指摘に加え、会計監査人が当社と同じ監査法人である株式会社クシムにおいて、2025 年 4 月 28 日付で、暗号資産等の過年度評価に関する訂正報告書が公表されたことを受け、監査法人との協議を重ね、当社が保有する活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）の保有量および市場流通状況に照らし、当該評価減は 2023 年 12 月期に実施することが適切であるとの結論に至り、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。

（３） 過年度訂正に係る会計処理の内容

① 2022 年 12 月期第 2 四半期における FSCC の評価額に関する訂正について

当社は、2022 年 12 月期第 2 四半期における FSCC の評価額について監査法人との協議および見直しを行い、2022 年 6 月 29 日から同月 30 日にかけての暗号資産取引所 Zaif（以下「Zaif」といいます。）における FSCC の値動きから、両日の価格が当社関係者の取引によって一時的に高値で形成されたものであるとの認識に基づき、FSCC の評価額について Zaif の期末価格（398 円）を用いて評価することは妥当ではなく、当該取引日直前の Zaif の市場価格（169 円）を基準とすることが適切であるとの判断に至り、同市場価格（169 円）による再評価を行いました。この結果、暗号資産評価損として 241 百万円を売上高のマイナス計上として、訂正処理しております。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

当社は、2024 年 12 月期第 2 四半期において、活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）について、備忘価格まで評価減を行っていましたが、当社が保有する活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）の保有量および市場流通状況に照らし、当該評価減は 2023 年 12 月期に実施することが適切であるとの結論に至り、暗号資産評価損として、233 百万円を売上高のマイナス計上として、訂正処理しております。

（４） 社内調査委員会の構成、調査目的及び調査期間

① 2022 年 12 月期第 2 四半期における暗号資産フィスコインの評価に関する訂正について

a. 社内調査の実施

(a) 社内調査委員会の構成

委員長：望月 真克（社外監査役）
委員：加治佐 敦智（社外監査役）
委員：森花 立夫（社外監査役）

(b) 調査目的

- ・ 2022 年 6 月 29 日から同月 30 日にかけての当社関係者の関与した FSCC 取引が期末評価額及び決算数値に与えた影響
- ・ 同過程における価格形成の適正性
- ・ 監査法人への説明の妥当性

(c) 調査期間 2025 年 4 月 8 日から同年 6 月 11 日

(d) 当該調査形態選択理由

当時の業務執行取締役 2 名が関与した可能性がある事案であり、当社の業務執行から独立し、取締役の職務執行を監督する監査役会が事実関係を調査して認定することが最も適切と判断したためです。外部機関から提供を受けた証拠資料（取引履歴、会議記録等）により、事実関係を明確に把握することができていたため、迅速性と費用対効果を考慮し、内部調査で足りると判断いたしました。

b. 追加社内調査の実施

(a) 追加社内調査委員会の構成

委員長：望月 真克（社外監査役）

委員：岡本 純子（財務担当取締役）

委員：木呂子 義之（社外取締役）

(b) 調査目的

上記社内調査委員会の調査結果に関して、事実認定その他不十分な点を補うため、主に外部機関から提供を受けた資料に基づいて追加社内調査を行いました。

(c) 調査期間 2025 年 6 月 12 日から同年 7 月 30 日

(d) 当該調査形態選択理由

上記社内調査について外部機関から不十分な点の指摘を受け、当社においても追加調査の必要性を認識したことから追加調査を実施することとしましたが、すでに外部機関から必要な資料や情報の提供を受けており社内調査によっても調査の客観性が損なわれることはないこと、及び迅速性を求められていたことから、追加社内調査によることを選択いたしました。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

本件は、活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）の備忘価格までの評価減を、2023 年 12 月期に実施することの妥当性を調査することを目的として、監査法人から提供を受けた資料に基づき、追加社内調査において同保有者及び市場参加者について事実を確認しております。

(5) 本事案の概要等

① 2022 年 12 月期第 2 四半期における暗号資産フィスココインの評価に関する訂正について

a. 社内調査委員会による調査及び追加調査において、本事案については以下のとおり事実を確認しております。

(a) 当社においては 2006 年から金融資産の運用規程を定め、さらに 2022 年 4 月にはこれに暗号資産の取引を追加した暗号資産取引細則を定めて、暗号資産の自己取引については、資産活用委員会の監督の下で取引担当者が行うことと定めていました。しかし、当社では同規程を子会社ごとに整備しておらず、子会社が実施する暗号資産の取引については、業務フローを明確にしないまま、実務を担当者の裁量に委ねておりました。

(b) 2021 年 12 月に当社は FSCC ホワイトペーパーを公表する等、FSCC の流通促進のための施策を検討する中で、当社の大株主のうち暗号資産事業を積極的に展開する各社との間で情報共有を図ることを目的に定例コインミーティング（以下「定例コイン Mtg」といいます。）を月 1 回程度開催するようになりました。当社からは暗号資産事業を担当する中村孝也元代表取締役（当時の暗号資産業務担当取締役、以下「中村業務担当取締役」といいます。）が出席し、各社が取り組む暗号資産の取引活発化と流通促進策について、フラットな立場での意見交換が行われており、個別の暗号資産取引について協議することはありませんでした。2022 年 6 月 29 日にも定例コイン Mtg が開催され、中村業務担当取締役が出席しました。なお、当社では現在、業績の低迷を受けて本業の再建を最優先事項としており、暗号資産関連の取り組みは一時中断しております。これに伴い、定例コイン Mtg の開催も行っておりません。

(c) 当時、中村業務担当取締役及び松崎財務経理担当取締役（当時の財務経理担当取締役、以下「松崎財務経理担当取締役」といいます。）は当社の連結子会社及び関係会社の代表取締役及び取締役を兼任し、両名は自らまたは当社のアドレスにより同社の自己勘定による暗号資産の取引（以下「本件取引」という）を行っておりました。具体的には、2022 年 6 月 29 日から同月 30 日にかけての取引のうち、全体の 91.3%を当社連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングおよび、当社役員が役員を兼務していた関係会社または当社元役員が関与していた投資先等が購入しておりました。内訳は下記のとおりです。

- ・株式会社フィスコ・コンサルティング（松崎が取締役）：35.6%
- ・株式会社 FISCO Decentralized Application Platform（以下「FDAP」といいます。）（中村が取締役）：20.8%
- ・株式会社 Web3 キャピタル（中村が取締役、松崎が代表取締役）：6.9%
- ・元取締役である佐藤元紀氏が取締役を兼務していた法人およびその法人の投資先であるファンドの投資先の法人等：27.9%

(d) 2022年6月3日に当社リスク管理委員会・コンプライアンス委員会が開かれ、さらに同月22日には取締役会が開かれましたが、松崎財務経理担当取締役は、当社の市場リスクの項目中保有量が多い有価証券および暗号資産（含む FSCC）の価格下落リスクについての報告を行っておりました。これらの会議にはいずれも中村業務担当取締役も出席していました。

(e) 2022年6月29日から同月30日にかけて行われた本件取引の量は、前後の取引と比べて突出しており、両日の取引により、FSCCのZaifでの市場価格が直前の市場価格の2倍以上（2022年6月29日の始値169円から同月30日の終値398円）となりました。中村業務担当取締役および松崎財務経理担当取締役によるFSCCの購入については、監査法人へ個別の報告は行っておりませんでした。当社連結子会社の暗号資産取引に関する記録については、監査資料として提供しておりました。

(f) 松崎財務経理担当取締役は、2022年8月までに当社連結子会社が本件取引を実施していたことを監査法人に通知し、FSCCの評価についても協議を行いました。そして同年8月に監査法人により2022年12月期第2四半期レビューが実施され、同年8月12日に2022年12月期第2四半期報告書を近畿財務局に提出いたしました。なお、同日に当時の狩野代表取締役及び松崎財務経理担当取締役が監査法人に対して提出した経営者確認書においては、「暗号資産の取得価額または時価の算定方法及び重要な仮定に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示し、また、当社及び連結子会社の採用する当該暗号資産の取得価額または時価の算定方法及び重要な仮定は、合理的であると判断しており、四半期連結財務諸表に適切に計上または注記しております。なお、当第2四半期連結会計期間末におけるFSCC、CICC等の評価について、唯一の取扱市場であるZaifでの終値を使用しております。ただし、FSCCについては当該終値は当該四半期会計期間末日を含む極めて短期間だけ2022年7月月次での終値平均価格の約1.5倍となっていたこともあり、今後市場流動性の高くないグループコイン（FSCC、CICC、NCXC）の評価に関しては、貸借対照表におけるグループコイン資産の経済的実態を適切に反映させるため、必ずしも月末終値が使用されない場合がある（例えば期末日を含む3ヶ月平均単価を使用する等）ことを承知しております。」と記載していました。

(g) 本件取引の時点で、松崎財務経理担当取締役は、当社において経理の管理も含む取締役管理本部長であり、当時、当社の連結子会社が保有しているFSCCの運用・評価の最終決裁権限を有しておりました。また、松崎財務経理担当取締役は、(株)カイカキャピタル（現株式会社web3キャピタル、以下同様）の代表取締役でもあり、(株)カイカキャピタル（当時）が保有するFSCCの運用の判断に関与しておりました。そして、2022年6月上旬頃には、FSCCの帳簿価額およびZaifにおける市場価格について一定の把握があり、これを踏まえ、市場価格がどの程度上昇すれば当社の連結決算においてFSCCの評価損を回避できるかについて、おおよその見通しを持っておりました。その後の決算対応にて、評価損計上の可否についての検討が進められる中でも、具体的に認識をしておりました。

(h) また中村業務担当取締役も、本件取引の時点で、当社の取締役として、FSCCの1枚当たりの帳簿価額について知る立場にあり、正確な帳簿価額は把握していなかったものの、2022年6月末前において、おおよその帳簿価額は把握しておりました。

b. 2022年6月29日から同月30日におけるFSCC取引の目的（当時の立場から）

中村業務担当取締役は、2022年4月にFDAPが発行したEB債（FDAPにてFSCC転換可能社債として発行し、将来FSCCの価格に応じて社債の償還を現金またはFSCCにて行う）の2025年4月末償還に備え、FSCCの確保を目的としておりました。このEB債は、償還時の価格と基準価格（約350円）の比較により、現金またはFSCCでの償還となっており、FSCC償

還の場合は、3 億円分、約 85.7 万枚を償還に備えて用意しておく必要があり、基準価格以下であれば購入する方針を持っていました。ただし、当時の取引のみでは必要量の確保には至らず、基準価格程度以下であれば今後も追加確保を進める意向を有していました。

また、2022 年 6 月 29 日「フィスココイン (FSCC) の第 5 回セミナーを実施～基本的なことから何を目指しているのかまで、最新情報も網羅～」の IR リリースなど同年 6 月末にかけて FSCC の新サービス、セミナーなどが重なることもあり、セミナー後には取引の実績が多い方が良いという理由から、該当事業に本件取引を実施しております。なお、FDAP は FSCC に関連する EB 債の管理に加え、自己売買も事業として行っております。FSCC の取引が活発で価格が上昇していたことから、このタイミングを捉えて自己売買により利益を獲得することを目的に、基準価格を上回る水準での買いも実行いたしました。

松崎財務経理担当取締役は、2022 年以降、価格や購入枚数をあらかじめ具体的に設定していたわけではなく、通常のトレーディングや大口ブロックトレードを想定した仕入れの一環として FSCC を購入してしました。2022 年 3 月以降は松崎財務経理担当取締役が主体となり、フィスコ・コンサルティングにおいて継続的にトレーディングを行って、FSCC を毎月購入し、売却は限定的で全体としては積極的な買い越し傾向にありました。購入枚数は、3 月に約 1,200 枚、4 月約 4,000 枚、5 月約 1,300 枚と小規模に推移した後、6 月に約 44,000 枚、7 月約 9,500 枚、8 月約 80,000 枚、9 月約 23,000 枚、10 月約 5,200 枚、11 月約 32,000 枚、12 月約 21,000 枚と大幅に増加しており、5 月以前と比べて取引規模は拡大してしました。これらの購入は、特定の時期（6 月 29 日～30 日）に限定して行う必要はありませんでしたが、当時の Zaif の板状況を踏まえると、希望する数量を一度に現在の価格帯で取得するのは困難であり、まとまった数量を確保するには板の上の価格帯まで買い注文を出さざるを得ず、その結果、直前の取引価格よりも高い水準で約定するケースも発生してしました。これらの取引は単に「安く買う」ことを目的としたものではなく、将来的な FSCC の運用選択肢を広げるために一定数量を確保する意図もあり、具体的には価格上昇局面での売却や、大口ブロックトレードの機会に対応することを想定してしました。

さらに、FSCC については過去に IR 発表後に市場が反応して価格が上昇した経験があり、松崎財務経理担当取締役はこの経験を踏まえて当時も市場が反応していると認識したことから、「多少高くても今のうちに買うべき」と判断してしました。価格が上向きであったことや「さらに上昇するのではないか」という期待感も、松崎財務経理担当取締役の購入判断に影響を与えていたと考えられます。

c. 事前協議有無

中村業務担当取締役及び松崎財務経理担当取締役は、本件取引に関し相互に事前協議や連絡を行っておらず、取引の実行時に相手方の関与を認識してませんでした。

d. 法務・監査部門相談

中村業務担当取締役及び松崎財務経理担当取締役は、本件取引を含めた個別の暗号資産取引に関する事前相談は行っておりませんでした。ただし、中村業務担当取締役は後日、本件取引に関してリスクがないか、顧問弁護士に相談していたと述べております。これは同取締役が、当社の 2022 年 12 月期第 2 四半期の経営者確認書において、今後、市場流動性の低いグループコインの評価について、経済的実態を適切に反映させる観点から、必ずしも月末終値が使用されない場合があるとの記載を認識したことから、2022 年 9 月ごろ、同弁護士に対し、取締役を兼任する FDAP と当社とがどのような関係に立ち、どのような売買を行った場合に、どのようなリスクが生じ得るのかを整理したいとの趣旨から、相談を行ったものです。また、連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングの暗号資産取引に関する記録は、監査法人に対して監査資料として提供してしました。

e. 監査法人への説明

当社は、株式会社フィスコ・コンサルティングの暗号資産取引に関する記録を監査法人に対して提供し、2022 年 8 月 12 日に監査法人に対して提出した経営者確認書において、FSCC の評価額算定に Zaif の期末終値を用いた旨を説明いたしました。松崎財務経理担当取締役

が当該取引を行っていた事実については監査法人から言及がありましたが、過去の Zaif における取引価格の推移などからも当時は評価額算定の根拠について踏み込んだ議論には至らず、今後の期末価格の採用については都度検討する必要がある旨、経営者確認書へ記載することにとどまりました。

f. 細則不遵守理由

暗号資産取引細則は当社本体には適用されておりましたが、連結子会社には適用されておらず、子会社における暗号資産取引は明確なルールの下に運用されておりませんでした。さらに、当社取締役が連結子会社の取締役を兼務して取引を実施していたにもかかわらず、中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役両名は「子会社の暗号資産取引は子会社のルールで運用すれば問題ない」と認識しており、当社の暗号資産取引細則を適用する意識を欠いておりました。その結果、当社による牽制機能が働かない状態で、取引が実行される状態となっておりました。

g. 以上の経緯から、当社として、以下の結論に至りました。

(a) 本件は、当時の当社取締役が取引に関与して価格の大幅な変動を認識していた事案であり、当該時点ですでに単純な期末終値を採用することが妥当ではないと判断すべき事案であったこと

(b) 松崎財務経理担当取締役は本件取引に関与していたのであり、その事実を監査法人に共有していれば、単純な期末終値を採用するのが妥当でないとの判断に至り、今回のような訂正は避けられたものと判断されること

(c) 中村業務担当取締役は財務経理部門の管掌ではなかったが、本件取引に関与していたことからして、2022 年 12 月期第 2 四半期決算の際に本件取引の事実を当社財務経理部門に注意喚起していれば、本件訂正は避けられる可能性があったものと判断されること

(d) 2022 年 12 月期第 2 四半期の時点では、中村業務担当取締役も松崎財務経理担当取締役も Zaif には参加者の多様性及び十分な取引量があり、公正な価格形成が行われていると認識し、監査法人との協議においても同様の認識で一致していたところではあるものの、上記取引により Zaif において（一時的であったとしても）公正な価格形成が行われていない可能性があるのと両名が認識するに十分な事情があったこと

(e) 中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役は、2022 年 6 月 30 日時点での FSCC の Zaif における取引価格を評価額として採用するかどうかにより 2022 年 12 月期第 2 四半期の暗号資産の評価額が大きく変動することを認識していたこと、特に松崎財務経理担当取締役は 2022 年 8 月 12 日の時点で具体的に評価損が発生しないことを認識していたので、その注意義務の程度はより大きかったこと、従って漫然と 2022 年 6 月 30 日における Zaif での FSCC 価格を採用することは避けるべきであったこと

(h) 以上、社内調査及び追加社内調査を踏まえ、当社は、中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役が、2022 年 6 月 30 日の時点で Zaif において FSCC の公正な価格形成が行われていない可能性を見落としていたこと、従って同月同日の FSCC の価格を採用するべきではなかったのに漫然とこれを採用したこと、さらに松崎財務経理担当取締役については同年 8 月 12 日までに監査法人との間で FSCC の価格の妥当性について検証することを怠ったことについて、相当の注意を欠いていたと評価しております。

この点、中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役は、FSCC については、前年までに一定の取引量が確保されていたことに加え、暗号資産市場全体が活況を呈していた時期でもあり、また、2021 年 12 月 22 日に PR 情報として開示した「FSCC のホワイトペーパーに関するお知らせ」に示したとおり、FSCC の流通促進施策を進めており、今後の取引増加も期待できる状況にあったことから、当時の Zaif は多様な参加者と十分な出来高があり、公正な価格形成がなされていると認識しておりました。しかし実際には、同日の取引の 63%が中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役が取締役を兼務する法人を通じて行われており、当社としては、取引の集中と一時的な高値形成により、公正性が損なわれていたと判断しております。

また、当社では、監査法人と協議の上、FSCC については、実務対応報告第 38 号「資金

決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(平成 30 年 3 月 14 日)に則って、「活発な市場が存在しない暗号資産」として扱い、その評価は Zaif における当社四半期末及び年度末終値を基準として、会計処理をしていたものの、結果的に Zaif の価格形成機能が公正であるとはいえないと評価せざるを得なくなったことからすれば、松崎財務経理担当取締役は FSCC についてより詳細に取引量や保有者等の検証を行うとともに、Zaif においては取引関係者に偏りが生じやすいことを認識して、活発な市場が存在しない暗号資産の評価プロセス及び手法について、取引市場の特性や参加者の属性等を加味して、その価格形成の妥当性を検証する等のルール化を行い、財務経理の専門的見地からその価格形成機能に合理的な疑いを及ぼし、監査法人とより綿密に協議をすべきであったと評価しております。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

- a. Zaif における FSCC の取引については、当社も監査法人も、2022 年 12 月期において一定程度の取引量は確保されていたと考えておりましたが、2023 年以降、FSCC の保有者数が減少し、特定の投資家に偏ることとなったため、処分見込価額の算定に Zaif 価格を採用すべきかどうか、検証が必要な状況となっております。
- b. 監査法人との当時の協議では、2023 年 12 月期の時点では Zaif における FSCC の価格形成は公正に機能しているとの認識で一致していたため、当社としてもこれに従って会計処理をしておりました。
- c. しかしながら、会計監査人が当社と同じ監査法人である株式会社クシムにおいて、2023 年から 2024 年にかけての Zaif における FSCC の価格の評価について検証が行われ、第三者委員会の調査の結果、2024 年 10 月期第 2 四半期の暗号資産に関する評価減について過年度訂正を行い、これを 2023 年 10 月期に遡及する処理が実施されました。このため当社においても同様の検討を行った結果、本件のとおり修正することが妥当と判断いたしました。

(6) 取締役の責任への対応

本件の責任を明確にするため、当社代表取締役 中村孝也、及び取締役 松崎祐之は、2025 年 8 月 5 日付適時開示「代表取締役及び取締役の辞任ならびに代表取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同日付で当社取締役を辞任しております。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

本件の発生原因については、以下のとおりであります。

① 2022 年 12 月期第 2 四半期における FSCC の評価額に関する訂正について

原因・背景	具体的な内容、責任の所在
暗号資産取引細則の未適用	当社には暗号資産取引細則が存在しておりましたが、連結子会社には適用されておらず、子会社の暗号資産取引が連結子会社も含めた統一ルールの下で管理されておりました。このため本件取引については同細則に定めるチェック機能が働いておりませんでした。
役員兼任による牽制機能の不全	当社元取締役らを含めて当社取締役が連結子会社の取締役を兼務し、当該子会社において自ら暗号資産の取引を行ったため、会社間の牽制機能が働かない状態で取引が実行されておりました。
市場特性に対する認識不足	FSCC は、流通量及び市場参加者の多様性が乏しいため、当社関係者の取引により、価格形成に重大な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、当社元取締役らはこの点に関する自覚が不十分でありました。
会計上の検証不足	暗号資産市場の価格形成について外形的事実のみに依拠し、取引量・参加者属性・集中度合い等の詳細な分析や異常値の原因究明を怠っておりました。

内部監査室によるモニタリング不足	内部監査機能は内部監査室が担っており、暗号資産取引のうち相対取引については内部監査計画に組み込み、検証を実施しておりました。一方で、暗号資産市場における取引については、モニタリングの対象外となっておりました。
------------------	--

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

原因・背景	具体的な内容、責任の所在
市場特性に対する認識不足	活発な市場が存在しない暗号資産について、流通量及び市場参加者の多様性について検証せず、その結果当社関係者の取引により、価格形成に重大な影響を及ぼす可能性がありましたが、当社元取締役役らはこの点に関する自覚が不十分でありました。

原因・背景	具体的な内容、責任の所在
会計上の検証不足	暗号資産市場の価格形成について市場価格における終値という外形的事実のみに依拠し、取引量・参加者属性・集中度合い等の詳細な分析や異常値の原因究明を怠っておりました。
監査法人との連携不足	当初、監査法人との協議に基づき Zaif での価格形成を公正と認識して会計処理を行っていましたが、市場実態の変化や株式会社クシムでの過年度訂正を踏まえた検証の結果、過年度に遡及した評価減が適切と判断しました。これは暗号資産の市場参加者や価格形成の公正さについて、監査法人との間で十分なコミュニケーションをとることを怠ったことが原因と考えております。

(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）

再発防止に向けた改善措置は、以下のとおりであります。

① 2022 年 12 月期第 2 四半期における FSCC の評価額に関する訂正について

a. 暗号資産関連規則及び事前承認手続の整備

現在、当社に金融資産運用規程および暗号資産取引細則はありますが、子会社及び関連会社には適用されておられません。金融資産運用規程では、投資対象金融資産選定及び管理運用に当たっては、経営会議で任命された取締役、執行役員からなる「資産活用委員会」がこれを行うものとしております。暗号資産取引細則では、資産活用委員会が、暗号資産に関する取引につき取引担当者 2 名を委任して取引を行うことを定めております。今後はこれら規程の適用を子会社及び関連会社に広げるとともに、その運用を徹底いたします。また、当社の役職員が関与する関係会社が暗号資産取引を実施する場合には、経営会議の事前承認を必須といたします。承認申請にあたっては、取引目的、取引内容（取引量、金額）、取引の実施主体、取引後の影響等を明記した事前承認申請書の提出を義務付け、承認履歴についても記録・保存を行い、取引の正当性と透明性を担保いたします。これらを金融資産運用規程および暗号資産取引細則に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025 年 9 月末までに整備、実施
- ・主管：管理本部

b. 定例会議における議事記録および出席記録の整備

資本関係がある関係会社間で実施される定例会議、特に暗号資産に関連する市場戦略や方針を共有する会議（例：「定例コイン Mtg」）については、会議開催ごとに議事録の作成を義務付け、出席者氏名および主要な発言内容を記録いたします。また、配布資料や使用資料も含めて、取引に影響を及ぼし得る情報の共有の有無が後から検証可能となるよう、文書・データを一元的に保管管理する体制を構築いたします。これらを関係会社管理規程に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025 年 10 月末までに整備、実施
- ・主管：総務部

c. 当社グループ会社間における価格影響取引のリスク管理体制の構築

同一の暗号資産について、子会社等の当社グループ複数社が同時期に同一方向で大口取引を行う場合、相場への影響や価格形成の偏りが生じるリスクがあります。このため、特に期末・決算発表前後など市場の敏感なタイミングでは、各社の取引予定を事前に一元的に報告・把握する仕組み（例：取引予定報告フォーム）及び必要な場合には取引を一律に制限する仕組みを整備します。加えて、当該取引内容については、コンプライアンス部門による牽制機能が働くよう、利益相反・相場形成リスクの観点からレビューを実施し、必要に応じて取引中止や内容変更の勧告が可能な体制を整備いたします。これらを関係会社管理規程に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025 年 10 月までに整備、実施
- ・主管：コンプライアンス部

d. 役員の兼任（関与）体制の見直しおよび解除

当社取締役が複数のグループ会社、特に暗号資産関連企業の取締役や執行責任者を兼任する体制については、利益相反や暗号資産市場への影響リスクを高める要因であることを踏まえ、今後は原則として暗号資産取引執行責任者の兼任を禁止する方向で見直しを実施いたします。やむを得ず兼任が必要な場合には、徹底した情報遮断措置（取引実行部門と他部門の物理的人的分離などいわゆるチャイニーズ・ウォール）の導入、関与範囲の明確化、役員が兼任する会社間の取引等の重要取引に対する事前承認制の導入等の管理措置を講じ、グループ全体としての透明性とガバナンスの強化を図ってまいります。これらを役員規程及び関係会社管理規程に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025 年 12 月までに整備、実施
- ・主管：取締役会

e. 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討

暗号資産市場の参加者や暗号資産の特性に応じた適切な資産評価を実施するようにルールを策定します。特に、当社との関係が深い者の運営する暗号資産市場については、典型的に市場参加者の偏りが起こりやすいことから、そこで取引される暗号資産の評価については、評価の都度、対象となる暗号資産の過去数か月の取引量を調査し、取引が集中している時期の有無、関係会社等の取引参加者の有無、及び取引価格の価格形成の推移を確認いたします。その上で、評価時点において異常値の有無を測定し、当該市場における価格を採用すべきかどうか決定する等のより厳しい基準に基づいて評価を行うことをルール化して監査法人及び当社関係部門と連携していきます。これらを暗号資産取引細則に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025 年 10 月までに整備、実施
- ・主管：財務経理部

f. 市場特性に対する認識あるいは自覚を促す施策

暗号資産取引に関与する役職員に対して、市場特性に関する認識及び自覚を維持・醸成するため、教育を実施いたします。暗号資産市場の構造的特性（流動性、出来高、価格形成メカニズム等）や、活発な市場が存在しない暗号資産については、その市場特性（取引量と価格形成）を理解させるとともに、資本関係がある関係会社の発行する暗号資産等において、関係者取引が市場価格に及ぼす影響に関して、「市場構造を理解し、関係者取引により市場を歪めない」「価格形成の公正性を最優先とする」ことを基本理念として暗号資産取引に関与する役職員に対して、年 1 回の研修機会を設け、暗号資産市場に対する理解を継続的に深めてまいります。

- ・実施スケジュール：2025 年 12 月までに整備、2026 年 1 月より運用開始
- ・主管：管理本部

g. 内部監査の強化

これまで対象外だった暗号資産市場取引のモニタリングを監査計画に組み込み、定期的なレビューを実施すると共に、再発防止策の実施状況についても、継続して監査を行います。

- ・実施スケジュール：2026 年 1 月までに整備、実施
- ・主管：内部監査室

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

a. 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討

上記（２）①e の対応と同様の対応で、再発防止を図ってまいります。

b. 市場特性に対する認識あるいは自覚を促す施策

上記（２）①f の対応と同様の対応で、再発防止を図ってまいります。

c. 暗号資産の取引及び財務経理処理に関する研修機会の確保

暗号資産の取引及び会計処理に関する知識不足や注意不足が本件を招いた一因であることを踏まえ、会計基準について最新の実務や知識を得られるよう会計税務等に関する資料の収集、購買を継続して行ってまいります。あわせて、暗号資産取引および経理に関わる役員員に対しては、これら資料の内容を随時共有するとともに、年 1 回の社内研修を実施し、さらに年 1 回の外部研修（セミナー含む）参加を必須とします。これらを暗号資産取引細則に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025 年 11 月までに整備、以降継続実施
- ・主管：財務経理部

d. 監査法人との連携強化

暗号資産の評価の際に、監査法人と当社の担当部門（財務・リスク管理等）との間で、上記（２）①e の内容を都度確認するとともに、暗号資産の評価の実施後に、監査法人と当社との間で評価に関する相互レビューの機会を設け、評価過程や使用データの整合性・客観性について検証を行うこととします。この際に監査法人の指摘事項や改善の提案があれば、その内容を上記（２）①e 及び同 f に反映できるようなしくみを整備し、これにより再発防止の体制のさらなる整備と運用を図ってまいります。

- ・実施スケジュール：2025 年 12 月までに整備、以降継続実施
- ・主管：財務経理部

(3) 再発防止体制構築に向けた今後のスケジュール

→：検討・整備、◎：実施／完了、⇒：運用期間

再発防止策の項目	2025 年					2026 年			
	9 月 以前	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月 以降
①2022 年 12 月期第 2 四半期における FSCC の評価額に関する訂正について									
a. 暗号資産に関する取引ガイドライン及び事前承認手続の整備									
金融資産運用規程の改訂	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
暗号資産取引細則の改訂	→	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事前承認申請書の策定	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
承認履歴を記録・保存する仕組みの制定・周知・運用	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
b. 定例会議における議事記録および出席記録の整備									
関係会社間定例会議の洗出し	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係会社管理規程の改訂		→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
議事録等、一元管理のルールを制定・周知・運用		→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
c. 当社グループ会社間における価格影響取引のリスク管理体制の構築									
暗号資産取引予定を把握、勧告する仕組みの制定・周知・運用		→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

再発防止策の項目	2025 年					2026 年			
	9 月 以前	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月 以降
d. 役員の兼任（関与）体制の見直しおよび解除									
役員兼任状況の洗出し			→	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
兼任の場合の管理ルール の制定・周知・運用			→	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
e. 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討									
評価ルールを策定		→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
監査法人と協議		→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ルールの周知・運用		→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
f. 市場特性に対する認識あるいは自覚を促す施策									
研修計画の策定			→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
周知・運用				→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
g. 内部監査の強化									
監査計画の見直し			→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
内部監査データ収集			→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
内部監査評価				→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
内部監査ロールフォワード					→	◎	⇒	⇒	⇒

再発防止策の項目	2025 年					2026 年			
	9 月 以前	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月 以降
②活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について									
a. 暗号資産市場の特性 に応じた評価方法の検討	①e の対応と同様								
b. 市場特性に対する認識 あるいは自覚を促す施策	①f の対応と同様								
c. 暗号資産の取引及び財務経理処理に関する研修機会の確保									
研修計画の策定			→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
周知・運用			→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
d. 監査法人との連携強化									
評価実施前協議、評価実施 後レビュー及び体制整備の ルール策定				→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
監査法人に連携				→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社は、この度、不適切な会計処理を行った結果、過年度決算短信等を訂正することとなり、株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。当社は、本報告書にてお知らせいたしました再発防止策を着実に実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上